

**日本向け冷凍野菜製造工場（圃場を含む）に求める品質管理基準  
評価制度の審査及び認定を行う者の職務及び倫理**

**輸入冷凍野菜品質安全協議会**  
平成 23 年 10 月 7 日



（審査を行う者の職務）

- 第一条 認定を行う者の職務は、認定申請時の一次審査に係る書類審査、実地検査の二次審査、更新審査の業務及び判定の業務とする。
2. 輸入冷凍野菜品質安全協議会の会長（以下、会長とする。）は、本認定制度に適合する審査機関との委託契約を行い、委託先から審査員を派遣する。
  3. 会長は、認定に従事する者の適応を適宜評価し、認定審査の向上に努める。
  4. 審査員は、本書に規定する事項を遵守し、公平に業務を行うものとする。
  5. 日中双方の審査員のうち日本側の審査員においては、審査を円滑に進めるための主任審査員を務める。

（認定を行う者の職務）

- 第二条 会長を含む判定委員会に指名された者も本書に規定する事項を遵守し、公平に業務を行うものとする。

（委託契約）

- 第三条 輸入冷凍野菜品質安全協議会（以下、凍菜協とする。）は、前条に適合する審査機関と委託契約を結び、認定業務に従事させる。
2. 前項の場合、凍菜協は「日本向け冷凍野菜製造工場（圃場を含む）に求める品質管理基準評価制度実施要領」を含めた本規定ならびに守秘義務遵守を定める契約書を締結する。契約書の記載事項は、『別紙 1』に定める。
  3. 認定を行う審査員についても前項の適用範囲とする。

（倫理行動規範）

- 第四条 審査員は、本認定制度の目的にのっとり、誠意をもって審査を円滑に推進することを心掛ける。
2. 審査員は、審査員として依頼者並びに被監査者からの信頼を高めるよう個人的特質を有するとともに、知識及び技能の向上に努めること。
  3. 審査員は、2年以上の審査経験を有すること。工場の審査を行うものは、ISO9001 及び HACCP 等の知識を有すること。また、圃場の審査を行うものは、GAP 又は有機 JAS の知識を有すること。
  4. 審査機関は、審査員の管理者あるいは監督者として、自らが雇用している、あるいは、指導下にある審査員のマネジメントや専門性及び審査技能の育成・向上を支援する。
  5. 審査員は、自ら実施する力量がない審査は引き受けてはならない。
  6. 審査員は、審査に利害関係を有するすべての人物（以下「すべての利害関係者」という。）からの、勧誘、贈り物、会食等によるいかなる利益や便宜を受けてはならないし、利益や便宜の供与を示唆してはならない。
  7. 審査員は、直接的・間接的にいかなる利便や便宜を受けてはならないし、利益や便宜の供与を示唆してはならない。

（機密保持ならびに私的利用の禁止）

- 第五条 審査及び認定業務を行うものは、業務上知りえたことの機密保持を遵守し、自己の利益のために利用してはならない。
2. 審査員は、監査において得た被監査者に係わる情報及び資料を、被監査者や雇用主の許可なく外部に開示してはならない。

（遵守業務）

- 第六条 凍菜協及び委託を受けた審査機関は、評価基準、手順及び関係規程に従う。また、申請に際しては、評価に必要な情報を偽ることなく、すべて提供することに同意する。
2. 前条の「倫理行動規範」を順守し、不正を行い、誤解を招くことがないよう倫理的に行動し、発言する。
  3. 凍菜協に寄せられた審査員個人に対する苦情に関して凍菜協が行う問合せや事情聴取に協力する。
  4. 凍菜協及び委託を受けた審査機関は、認定に関する業務の機密保持、客観性又は公正を損なうような製品の販売又はサービスの提供を行ってはならない。

## 審査業務委託契約書

『 委託先 検査機関名 』（以下「甲」という。）と、輸入冷凍野菜品質安全協議会（以下「乙」という。）は、乙の甲に対する「日本向け冷凍野菜製造工場（圃場を含む）に求める品質管理基準評価制度」の審査（以下「本事業」という）の委託について、次の通り契約を締結する。

### 第 1 条（目的）

乙は、甲に対し、日本向け冷凍野菜製造工場（圃場を含む）に求める品質管理基準評価制度」の審査（以下「本事業」という）を委託し、甲は、本事業を受託する。

甲は、本試験を善良なる管理者の注意義務をもって履行するものとする。

### 第 2 条（実施内容）

本事業の内容は、乙が定める「日本向け冷凍野菜製造工場（圃場を含む）に求める品質管理基準評価制度実施要領」（以下「実施要領」という）に従い、本事業を遂行する。

甲は、乙の審査依頼に対し、書面にて報告を行うものとする。但し、乙が報告内容を適正ではないと判断した場合には、甲が乙の指示により、甲の規定に従って、再審査あるいは再報告を行うものとする。

### 第 3 条（再委託の禁止）

甲は、乙の事前の書面による承諾なしに、本事業を第三者に再委託してはならない。

### 第 4 条（契約期間）

本契約の期間は、20\*\*年\*月\*日から20\*\*年3月31日までとする。

次年度以降は、4月1日を起算日とし、翌年3月31日までとし、双方からの申し出がない限り、自動更新されるものとする。

### 第 5 条（委託料金）

各業務における委託料金は、次に示すものとする。

一次審査委託料金	: **** *円
二次審査委託料金	: **** *円
再審査委託料金	: **** *円（甲のみが実施した場合）
再審査委託料金	: **** *円（甲以外が実施した場合）
更新審査委託料金	: **** *円（甲のみが実施した場合）
更新審査委託料金	: **** *円（甲以外が実施した場合）

甲が二次審査及び更新審査を行った場合、交通費及び宿泊費の実費を乙に請求するものとする。

乙は、甲からの および の請求に対し毎月末日で締め切り、翌々月末日までに甲の指定する銀行口座に現金で振り込み支払うものとする。

#### 第 6 条（業務報告）

乙は、本契約の期間中はいつでも本事業の進捗状況について、甲に報告を求めることができ、甲は、係る要求を受けた時は、乙の求める方法に従い、メール、口頭または書面により、直ちに乙へ報告するものとする。

#### 第 7 条（変更）

本契約の締結後、乙において実施要領等を変更する必要がある場合には、乙はその旨を速やかに書面により、甲へ通知するものとし、甲は、当該通知内容に従って、本事業の内容を速やかに変更し、業務内容を変更する。

前項に基づく業務内容の変更により委託料金の見直しが必要な場合には、甲または乙は、その旨を直ちに相手方へ通知するものとし、甲および乙は、委託料金について協議するものとする。

#### 第 8 条（中止）

乙は、書面により、甲へ通知して、本事業の全部または一部を中止することが出来る。

前項に基づき、本事業の全部または一部を中止した場合には、甲は、それまでに得られた成果を直ちに乙へ提出する。この場合には、甲は、委託費のうち、その中止までに甲が実施した本事業の対価に相当する金額を、乙に請求することが出来る。

#### 第 9 条（協力）

乙が第三者に対し、本事業に関する説明または報告を行うため、甲に協力を求めた場合には、本事業実施期間中はもとより終了後においても、甲は、これに応じるものとする。なお、当該協力に必要な費用は、甲乙協議の上、別途定めるものとする。

#### 第 10 条（責任）

甲は、本事業において第三者の権利を侵害することがないこと、およびその報告内容に虚偽がないことを保証する。

甲は、定める期限までに、本事業を完了させるものとする。

乙において、本事業の結果に疑義が生じたときは、甲乙協議の上、甲は、審査を再実施するものとし、再実施に要する費用、その他の条件は、甲乙協議の上、別途定めるものとする。

#### 第 11 条（審査担当者保護）

甲および乙は、本事業実施にあたって審査担当者の人権、福祉を最優先するものとし、審査担当者の安全、プライバシーに悪影響を及ぼす全ての行為は、これを行わないものとする。

甲は、本事業に関連して万が一、審査担当者に健康被害が発生した場合には、必要に応じて審査担当者に治療を受けさせるものとする。

【別紙 1】

第 12 条（秘密保持）

甲は、本契約の期間中はもとより期間後においても、本契約締結の事実及びその内容の履行を通じ知得した、乙の業務上または経営上の一切の情報、審査担当者に関する情報並びに本事業の内容・成果について秘密を保持し、乙の事前の書面による承諾なしに、これを第三者に開示・漏洩せず、また、本契約以外の目的に使用しないものとする。ただし、審査担当者に関する個人情報、法令による要求等を除き、第三者に開示・漏洩してはならない。

第 13 条（解除）

甲または乙が本契約の各条項の一つにでも違反した場合には、相手方当事者は、相当の催告期間を定めて違反状態の是正を催告し、催告期間の経過後も違反状態の是正がなされない時は、本契約を解除することができる。なお、本規定は、違反当事者に対する損害賠償請求を妨げない。

第 14 条（管轄）

本契約及びこれに付随する一切の約定に関する紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

第 15 条（協議解決）

本契約に定めのない事項及び本契約の条項の解釈で生じた疑義については、甲乙誠意をもって協議し、これを解決する。

本契約の締結の証として本書 2 通を作成し、甲乙記名捺印の上、各 1 通を保有する。

年 月 日

甲

乙 東京都港区芝大門 2-4-6  
輸入冷凍野菜品質安全協議会  
会長 河合 義雄